

令和3年第6回

荒川区教育委員会定例会

令和3年3月26日

於) 庁議室

荒川区教育委員会

令和3年荒川区教育委員会第6回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和3年3月26日 | 午後2時00分 |
| 2 場 所 | 庁議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ふるさと文化館館長
ふるさと文化館学芸員
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
加 藤 弘
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
漆 畑 研 太
松 本 春 佳
野 尻 かおる
杉 山 茂
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

- 議案第 6号 荒川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 議案第 7号 荒川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 8号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 9号 荒川区教育委員会事務局の人事について
- 議案第10号 指導主事の任用について
- 議案第11号 荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について
- 議案第12号 令和2年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について
- 議案第13号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

- ア 荒川区立小学校児童における新型コロナウイルスに感染した患者の発生について【第二報】
- イ 令和3年度予算における教育委員会主要事業について
- ウ 荒川区文化財保護推進員の委嘱について
- エ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
- オ 奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の結果について
- カ 令和3年度社会教育関係団体への補助金について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和3年第6回定例会を開催いたします。

初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては小林委員、繁田委員、御兩名にお願いいたします。

1月8日開催の第1回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認していただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議のないものと認め、承認といたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項8件、報告事項6件となっております。新型コロナウイルス関係を初めに御報告させていただき、それらを含めて報告事項について説明した後、審議事項に移らせていただきます。

それでは、報告事項ア「荒川区立小学校児童における新型コロナウイルスに感染した患者の発生について」を議題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 学務課長です。第七峽田小学校でコロナウイルス感染者が発生しましたので、御報告いたします。

1番に記載の3月11日に6年生で1名発生したことは前回の教育委員会で御報告いたしました。その後、6年生の希望者検査をしたところ、3月13日に4名、また3番ですけれども、その後4年生で1名、2年生で1名、累計7名の感染者が発生しました。なお、接触の関係は保健所の調査によりますと、すべて校外の活動でございまして、校内で感染が広がったという確認はされておられません。しかしながらこういった陽性者、濃厚接触者が複数出ましたので、5番に学年閉鎖についてと記載しておりますが、この1人目が発生した翌日の3月12日から3月22日までを6年生を学年閉鎖といたしました。なお書きのところでございますが、一部の濃厚接触者について保健所が定める自宅待機の期間が卒業式の日程と重なりまして、別途対応したところです。

恐れ入ります、裏面をおめくりください。一部の濃厚接触者の方は3月25日木曜まで自宅待機を指示されましたが、卒業式があらかじめ3月24日を予定しておりましたので、この濃厚接触者の方以外は3月24日に通常どおり卒業式を行い、数名の濃厚接触者について、3月26日自宅待機期間が解除されたことをもって、改めて3月26日に卒業式をこの方々のために行ったということでございます。そして、校長先生に状況を伺ったのですけれども、この数名の方には式典を体育館で粛々とやったのですけれども、その後、24日に参加してくださったほとんどすべてのお友達が改めて校庭にお集まりいただいていたようで、実際に

はみんなで門出を祝したということで、最後は大団円という形になって皆さん笑顔で御卒業されたということでしたので、御報告いたします。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

繁田委員 一つよろしいでしょうか。今まで年間で合計何名が感染したのかということと、生徒の数の合計をもし分かったら教えてください。

学務課長 生徒は小中学生で1万3,000人なのですがすけれども、すみません、後ほど正確な数字をお答えしますが、陽性者の方については30名から40名ぐらい、およそいたと思います。正確な数字は後ほど御報告したいと思います。

繁田委員 ありがとうございます。

小林委員 質問ではないのですがすけれども、今日もお友達が校庭に集まって送ってくれたということで、本当によかったなと思っております。おめでとうございます。

坂田委員 私も適切な対応をされていたものと思えますし、学校の文化というのですかね、そういうものがよい形で表れていたなと思えます。

教育長 付け加えさせていただくと、24日の七峡小の卒業式の様子は自宅待機をしている子も見られるようにということでZoom配信をしまして、今回も卒業式が家族2人までの出席となっているので、おじいちゃん、おばあちゃんのためにもコロナ感染者が発生していない学校も含めてZoom等で配信を行いました。

教育総務課長 前回先生方からも御意見頂いて、できるだけ出席者以外にもというのを校長会で申し上げましたら、各校、ZoomやYouTubeを使って家庭に配信していたようです。

小林委員 それはよかったです。

教育長 コロナが収束しても、Zoom等の配信を引き続きやってもいいのではないかと校長先生たちは申しておりました。

長島委員 ちょっと戻りますけれども、4年生と2年生にも感染者が出たということなのですが、校内での感染ではないことが確認済みと書いてあるのですが、この2名は6年生5名の誰かと校外で何か接触があったということなののでしょうか。

学務課長 そのとおりです。

長島委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移らせていただきます。

報告事項イ「令和3年度予算における教育委員会主要事業について」を議題といたします。

教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 本件につきましては、1月22日の第2回定例会において、この内容について

既に御報告をさせていただいたものでございます。改めまして冊子ができましたので、本委員会に提示するものでございます。

教育長 予算原案どおり本会議において議決されましたので、この事業計画に従って来年度予算を執行するという形になります。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

教育長 では続きまして、報告事項ウ「荒川区文化財保護推進員の委嘱について」を議題といたします。漆畑課長、御説明をお願いします。

生涯学習課長 荒川区文化財保護推進員の委嘱について、文化財保護条例に基づき委嘱するものでございます。このたび2年間の任期が終了しまして、その方々を4月から再任させていただきたいと考えてございます。再任する方々はこちら記載の16名となっております。任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。こちら参考に荒川区文化財保護条例の条文について記載させていただいております。

大変雑駁ではございますが、御説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

教育長 それでは続きまして、報告事項エ「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題といたします。漆畑課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」でございます。令和2年度荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業における新規継承者育成支援事業の支援期間3年を終了した者1名が、技術の修得状況を鑑みて補助延長を希望しているものでございます。また、昨年度補助延長いたしました1名が再度補助延長を希望しております。今回この2名の補助延長について文化財保護審議会の意見を聴取した結果、「延長は妥当である」との回答を得ましたので御報告するものでございます。

内容についてです。1番の文化財保護審議会の回答については記載のとおりとさせていただきます。

2番の補助延長希望者につきましてはです。1人目が七宝の畠山弘さんのところで修業をしております、畠山佳奈さん。2人目が木版画彫の関岡裕介さんのところで修業をしております、阿部紗弓さんです。文化財保護審議会からは延長希望者の技術の修得度については毎年審査を行うことが望ましいとの御意見を頂きまして、延長後、今後も毎年審査を行ってまいりたいと考えております。

3番につきましては、本事業の補助内容についてとなっております、裏面の4番につきましては、これまでの支援事業の状況となっております、記載のとおりとさせていただきますと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

せっかくなので私から。漆畑さん、これは何年間、何回の延長ができるのですか。

生涯学習課長 最長6年ではあるのですが、毎年審査をしていく中で必要であれば延長していくといったところでございます。

教育長 最長で6年間ですか。

生涯学習課長 そうですね。

教育長 先生方、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項オ「奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の結果について」を議題といたします。漆畑課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 令和2年度の奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会の実施結果について御報告するものでございます。

1番の奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会については、今回12校から55チームの参加がございました。そして13チームを選出いたしまして、交流都市である大垣市からは1チームが参加し、14組による対戦を行い、横綱を決定したところでございます。

2番の大会概要につきましては、コロナの感染拡大防止のため記載のとおり、決勝戦は書面審査を行いました。例年ですと会場で俳句を詠みあげるパフォーマンスを含めて審査するという形で行っていましたが、今年は決勝句1句を模造紙に書いていただいて、そちらをデザイン等も含めて審査を行いました。審査員につきましては、現代俳句協会の対馬康子先生、荒川区の俳句連盟の佐々木忠利会長、そして素盞雄神社の能圓坊貴子さん、大垣市の俳人であります名和永山先生、そして区長と教育長による審査を行わせていただきました。その結果、4番に対戦結果と書かれていますが、こちらの結果となりました。

今後入賞チームの句集の配布と、上位3チームのパフォーマンス映像につきましては先日撮影を行いましたので、映像の動画配信を行う予定となっております。

また、今回はコロナ対策を施した実施方法の決定がちょっと遅れてしまいまして、十分な周知期間を設けることができなかつたといったことも影響したのか、先ほど55チームの参加があったと申し上げましたが、令和元年度は173チームの参加がございました。ですので、今回はコロナの影響もまだあるとは思いますが、早目の実施方法の決定等、周知に努め

てまいりたいと考えてございます。

本件につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 大体の概要を見ますと、今回は対面の場合はなくて、すべて書類等による審査といたしますか、そういうことですね。パフォーマンス映像というのは、後から撮影をしていると、そういうことですか。

生涯学習課長 そのとおりです。

坂田委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項力「令和3年度社会教育関係団体への補助金について」を議題いたします。漆畑課長、お願いします。

生涯学習課長 「令和3年度社会教育関係団体への補助金について」補助金を交付するに当たり、社会教育法第13条の規定に基づきまして社会教育委員の会議で意見聴取したところ、了承されましたので御報告するものでございます。

内容の1番につきましては、生涯学習課所管分として、記載のとおりと団体補助が7件、事業補助が11件となっております。

続きまして、裏面の2番につきましては、教育総務課所管分になっておりまして、団体補助が2件、事業補助が7件となっております。そして3番がスポーツ振興課所管分となっております。そして、事業補助が3件となっております。同じように令和2年度も予算措置されておりましたが、ほとんどの団体の事業がコロナの影響で実施できなかったという案件が多くなってございまして、令和3年度も同様に予算措置の方はさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 1点だけ。これは選定においてはこれまでの活動で実績のある団体に対してということですね。

生涯学習課長 そのとおりです。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。菊池課長、どうぞ。

学務課長 先ほど繁田先生の御質問の数字が分かりましたので、正確にお答えいたします。小学生の在籍人数が9,006人で、陽性になったのは今日御報告した七峡小も含め25人です。中学生は3,234人在籍中、陽性になった生徒が14人で、小・中合わせて39人で

す。なお、ほかに教職員で陽性になった者が8人おります。以上でございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。特になければ報告案件については了承とさせていただきます。

続いて、審議事項に移らせていただきます。議案第6号「荒川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、議案第7号「荒川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」はいずれも関連がございますので、説明については一括でさせていただきます、質疑についても同様にまとめてお願いできればと思います。では、説明をお願いします。

教育総務課長 まず議案第6号でございます。「荒川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。オンライン会議に関する規定を設けることのほか、押印に関する規定を改めること等のためでございます。

主な改正内容でございます。これまで荒川区教育委員会といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大して以降、緊急事態宣言、学校休業などもございましたので、その期間につきましては、教育委員会はオンライン会議を行ってまいりました。その後、7月28日付で文部科学省から適切に意思決定ができる等の前提条件の基、教育委員会の会議をオンラインで開催することが可能との考えが示されたものでございます。これまで荒川区教育委員会としての会議の実施の中で、オンラインについても問題なく会議が行えることが分かりましたので、改めまして今回会議規則の中にオンラインの規定を明記するものでございます。

改正内容でございます。下に記載がございます。まず教育長につきましては、会議についてインターネット等を介して映像及び音声を共有することができるシステムを活用して行うことができる旨を定めるものでございます。またその下、オンライン会議に参加した教育長、教育委員、職員につきましては、会議に出席したものとみなす。その下にオンライン会議で行う場合の規定を整備しているものでございます。委員の議席につきましては、教育長が定め氏名標を付することになってございますが、オンライン会議に参加する場合にはこの限りでないものといたします。また、会議の規律につきましても通常の会議と同じオンライン会議についても同様に規定を設けるものでございます。

2番でございます。押印関係でございます。荒川区におきましては、区民サービスの向上を図るために申請手続の簡素化及び郵便申請、電子申請の簡素化などに推進してまいりました。その一環といたしまして、押印の省略が可能な手続につきましては、区民サービスの観点から押印を不要とする改正を行うものでございます。それに合わせて関係する規定を整備、改正するものでございます。

続きまして、議案の第7号でございます。荒川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらにつきましても、先ほどの説明と同じように押印の省略が可能な手続につきまして、押印を不要とする改正を行うものでございます。記載がございますように、15の様式から押印欄を削除する内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 この規則の中に位置付けたということで、先ほどちょっと御説明にもありましたけれども、オンライン会議というのも新型コロナウイルス感染症に必ずしも限らず、その方が効果的な場合とか必要な場合は活用していくと、そういう御趣旨ということでしょうか。

教育総務課長 オンライン会議を始めたのが荒川区は早く、荒川区、板橋区が最初に始めておりました。その後通知などによりまして、ほかの区もオンラインを活用したということになってございます。今回はコロナによる緊急事態宣言というところではございましたが、この規定を設けることによりまして、例えば風水害などによる災害といった場合に教育委員の方々がいらっしゃれない場合についても、この会議が開催できる状況になります。

坂田委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

繁田委員 オンライン会議で以前は氏名標を使うことになっているけれども、その限りではないということで、オンラインの場合には名前の表示とかができるではないですか。それに関しては特に定めを設けないということですか。

教育総務課長 画面上には出てございますけれども、特に職名そのものを記載する必要はないかなと考えてございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

続いて第7号についてもよろしいですか。それでは質疑を終了いたします。

議案第6号及び議案第7号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「ありません」の声)

教育長 討論を終了いたします。1件ずつお諮りいたします。議案第6号につきまして、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第6号「荒川区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定となりました。

続きまして、議案第7号について御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第7号「荒川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

引き続き、議案第8号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

教育総務課長 議案第8号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。他区との均衡及び子の看護の実態を踏まえまして、子の看護のための休暇の対象となる子の年齢を改めるものでございます。

改正内容でございます。子の看護のための休暇につきまして、その対象となる子の年齢の上限を9歳から12歳に引き上げるものでございます。

ちなみに東京都は既に12歳になってございまして、また23区中の8区が今12歳に改めたものでございます。その状況に合わせて今回9歳から12歳、小学校の卒業までと改正をするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ちなみに区長部局も同様に4月1日付で、12歳までのお子さんに対する看護休暇を認めるという形に改正する予定でございます。

坂田委員 ちなみに都内では12歳というのは、一番高い年齢なのですか。

教育総務課長 はい、12歳がやはり上限です。それ以上にはなっておりません。ちなみに8区は、千代田、港、新宿、江東、中野、杉並、北、練馬です。

教育長 よろしいでしょうか。ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第8号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第8号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定となりました。

次に、議案第9号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第9号「荒川区教育委員会事務局の人事について」でございます。

内容でございます。まず、新任教員でございます。教育委員会事務局参事教育施設課長事務取扱としまして、的場寛がこの4月に教育施設課長の事務取扱となるものでございます。現任につきましては下に記載がございますように、教育施設課長、加藤弘が今回4月1日付で

東京都教育庁人事部教職員任用担当課長という形で転出をするものでございます。上記につきましては任命をさせていただきます、下につきましては職を解くものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 一言だけ。加藤弘施設課長に大変にお世話になりまして、本当にありがとうございました。東京都から荒川区に來られて戸惑うこともあったかと思うのですけれども、本当によくやっていただきましたので心から感謝しております。また、東京都に戻られてからも引き続き荒川区のためにお力をお貸しいただけると幸いですので、よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

教育施設課長 ただいま小林委員から温かいお言葉頂きました。私この2年間荒川区にお世話になりまして、小・中学校の現場に近いところでいろいろな先生方の活動を拝見いたしまして、それから教育委員の先生方からそういった先生方、あるいは子どもたちに対する温かい目線で見られている、そういった意見をいろいろ聞くことができ大変参考になりました。これにつきましては、都の教育委員会に戻りましてぜひ生かしていきたいと思っております。また改めて荒川区も含めて、実際の市区町村の教育行政に生かしていければと考えております。本当にどうもありがとうございました。

教育長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長なければ、討論を終了させていただきます。

議案第9号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第9号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定となりました。

次に、議案第10号「指導主事の任用について」を議題といたします。津野室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第10号「指導主事の任用について」御報告いたします。

初めに、統括指導主事及び指導主事の転出です。3番のところを御覧ください。教育センター統括指導主事、寺本英雄が府中市立小柳小学校副校長へ転出をいたします。同じく教育センター指導主事、羽仁秀聡ですが足立区立古千谷小学校へ転出いたします。

1番に戻っていただきまして、統括指導主事新規の者でございます。現在指導室指導主事の原田正伸が統括指導主事として勤務をいたします。

2番です。新たな指導主事です。現在東村山市教育委員会指導主事の大西寛和が荒川区に

転入してまいります。続いて、西東京市立明保中学校主幹教諭の板橋誠司が指導主事として昇任し、荒川区に転入してまいります。以下、新年度の体制につきましては、記載の表を御確認いただけたらと思います。御報告は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 原田指導主事は昇任ということですね。おめでとうございます。転出はされないということですね。

指導室長 荒川区で勤務いたします。

小林委員 よかったです。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは討論を終了いたします。

議案第10号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第10号については、原案のとおり決定となりました。

続きまして、議案第11号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。津野室長説明をお願いします。

指導室長 議案第11号「荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」でございます。

内容についてでございます。初めに幼稚園長でございます。現在日暮里幼稚園園長の柳田敏恵が勸奨退職をいたします。それに伴いまして、ひぐらし小学校校長の勝山典昭が日暮里幼稚園園長を兼任いたします。幼稚園の副園長につきましては、尾久幼稚園の副園長の野口真由美を日暮里幼稚園の副園長として転任させるものでございます。

続いて、校長に参ります。新しく荒川区への転入、そして荒川区からの転出を中心に御報告させていただきます。

初めに小学校です。汐入東小学校長の天野英幸校長ですが、今年度定年退職いたしました。新たに再任用新規として継続して汐入東小学校の校長として勤務いたします。続きまして、尾久宮前小学校長です。江戸川区立北小岩小学校の副校長の篠澤章子が昇任として荒川区に転入してまいります。尾久宮前小学校長の丸山稔が再任用終了ということで、退職となっております。中学校につきましては、表の方を御覧ください。再任用の先生方、継続して同じ学校に勤務していただくこととなります。

裏面に参ります。副校長でございます。上から5番目、第二峡田小学校副校長です。現在足立区立平野小学校主幹教諭の川田真基子が昇任し荒川区に転入してまいります。第四峡田小学校副校長、現在墨田区の教育委員会の指導主事の浪江泰弘が昇任し荒川区に転入してまいります。尾久小学校副校長です。現在汐入東小学校の主幹教諭であります、中川清彦が尾

久小学校の副校長に昇任いたします。第三日暮里小学校副校長の鰐淵賢治ですが、今年度定年退職をいたしまして、再任用新規として継続して第三日暮里小学校の副校長として勤務いたします。

続きまして、転出でございます。現在峡田小学校副校長の中西賢でございますが、このたび昇任をいたしまして、文京区立礪川小学校の校長として着任をいたします。現在第七峡田小学校副校長の片山直子でございますが、昇任をいたしまして、新宿区立戸塚第二小学校の校長として着任をいたします。

中学校でございます。第五中学校副校長でございます。現在中野区立啓明小学校主幹教諭の水村亮が昇任し着任をいたします。第七中学校の副校長です。現在葛飾区立青葉中学校主幹教諭の和田剛が昇任し七中の副校長として着任いたします。現在尾久小学校副校長の吉田一隆が転任します。現在小学校ですが、もともと中学校籍ですので、尾久八幡中学校の副校長として転任をいたします。

退職でございます。現在尾久八幡中学校副校長の井上光博が再任用を終了いたします。現在病気休職で第七中学校副校長特命担当として、配置していた遠山正彦が、勸奨退職ということで退職をいたします。

最後、転出でございます。現在第五中学校副校長の椎橋秀行が昇任として小笠原村立母島小・中学校長として着任をいたします。現在、原中学校の副校長であります村松弘一ですが、昇任をいたしまして、文京区立第九中学校の校長として着任をいたします。

園長、副園長、校長及び副校長の任用についての御報告は以上となります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 今回の任用の特徴は再任用の方がそのまま同じ学校で再任用ということで、継続されるというのが非常に多いと思います。過去再任用の際に学校が変わられる方もそこそこおられたように思いますけれども、今回は同じ学校でそのままというのが特徴だとは思いますが、何かそれについて特別に方針といいますか、そういったものはあるのでしょうか。

指導室長 必要に応じて転任ということもございます。今回学校の状況そして校長、副校長の組み合わせ等を総合的に考えまして、継続して再任用の校長を引き続き同じ学校ということで配置をさせていただいております。

加えて、コロナで今年1年なかなか思ったような教育活動ができませんでした。そのことを踏まえ、教育活動が継続して再任用の校長を置くことで、教育の充実につながっていくということも考えさせていただきました。

坂田委員 私の感じとしましては、こういう状況下ですので、同じ学校で再任用で引き続き校長等の職に当たっていただくのが、学校の安定運営という意味では効果的ではないかと思

ます。以上です。

指導室長 ありがとうございます。

長島委員 幼稚園の副園長というのはいない場合もあるのですか。

指導室長 いないところもございます。

長島委員 異動したのでそこが玉突きになっていないのはそういうわけだったのですね。

指導室長 野口副園長が日暮里幼稚園に転任しますので、尾久幼稚園の副園長不在になります。

不在の幼稚園につきまして主任という担任をもたないフリーの幼稚園教員を置きますので、副園長としてはなかなか難しいところもあるとは思いますが、同様の働きをしてもらうフリーを置くことで、幼稚園経営の安定を図ってございます。

長島委員 分かりました。

教育長 荒川区立幼稚園は9園あるのですけれども、園長職の職員が専門職として1人しかおりません。副園長職も2人しかいないので、日暮里幼稚園長が退職し、本来でしたら園長職を充てたいのですが、充てる園長がないということで、尾久幼稚園の副園長をもってきたという形になります。

小林委員 質問ですけれども、退職の場合に再任用終了と勧奨退職とあるのですが、再任用されない場合は勧奨退職という形になるのですか。

指導室長 勧奨退職につきましては、定年退職よりも前に退職された方が勧奨退職という表記をさせていただいております。再任用の場合には1年目から5年目までございますが、そこで終了した時点で、1年目での再任用終了、5年目での再任用終了という形で表記をさせていただいております。

小林委員 そうですか。分かりました。

教育長 ちなみに丸山先生は再任用校長を終了しますけれども、4月から教育センターで勤務いただく予定になってございます。

小林委員 そうですか。それはよかったです。すみません、後学のために教えていただきたいのですけれども、島に行かれる場合がありますよね。小笠原に行かれる場合というのは、人事の中で、何期目かは離島に行くというのがあるのですか。

教育長 管理職の場合は特になのですけれども、校長職や副校長職選考の合格したときに島への異動は可とか不可とか、そういう申告欄がありまして、都の教育庁の人事の際に、本人の希望の有無等を勘案して充てるという形になります。

小林委員 御本人の希望に基づいてということですね。

教育長 希望が若しくは、必要があれば承諾するという本人の意思を確認しています。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 島は3年間でしたか。

指導室長 教員が3年勤務すると異動の対象となります。校長は原則5年間、そして副校長3年間で示されていますけれども、そのときそのときの事情も加味されることもあると思っております。また、異動や配置については本人の希望も考慮される場所ではありますが、東京都全体の人事異動を総合的に考えた結果であると捉えております。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。では、御意見については終了いたします。

議案第11号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第11号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」は原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第12号「令和2年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。漆畑課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第12号「令和2年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」です。提案理由につきましては、荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、文化財の登録を及び指定を行うためです。

内容についてです。1番、登録文化財とすべきものは有形文化財、無形文化財で1件ずつ。そして2番の指定文化財とすべきものは無形で1件。3番の内容を変更すべき指定有形文化財が1件ございまして、これらにつきましては、本日ふるさと文化館から職員が来ておりますので、ふるさと文化館の方から概要を説明させていただきたいと思っております。

ふるさと文化館学芸員 それでは、ふるさと文化館の学芸員、野尻が説明をさせていただきます。資料の1ページとそれから5ページに写真を載せてございますので、そちらも併せて御覧ください。

まず、登録すべき文化財です。有形文化財、歴史資料、妍齋落齒塚の碑(寛政九年十月銘)でございます。これは「らくし」と書いて「おちば」と読みます。西日暮里三丁目の養福寺さんの境内にあるものでございます。内容につきましては、江戸談林派の俳人、島津富(しましんぷ)(号妍齋)の落ちた歯を埋納した上に塚を築いて、その上に記念の石碑を建てたものでして、右の側面に「ひろひよせて 埋むおちはや風の壳」(おちばや風の殻)という句を刻んでおり、句碑とも言えると思っております。寛政9年(1797年)門人の島得器が建立いたしました。写真ではちょっと見えづらいのですが、台座が硯の形をした、文人らしい台座になっております。この津富は実は、この年12月に逝去しておりますけれども、中年になって歯がどんどん落ちていくわけですけれども、かねてよりためておいた歯を何とか埋

納したいという希望がありました。それを弟子が聞き留めておりまして、亡くなる直前、尊敬すべき西山宗因さんの句碑、梅翁花樽碑のすぐ傍らにその齒を埋めて塚を築いたと記録がされております。この津富は、談林派の谷素外とともに、梅翁花樽碑等の建立などの事業を行っておりまして、西山宗因の顕彰に努めた俳人として知られております。

登録理由ですが、当該資料は制作年代、建立者及びその背景が明らかであり、地域の歴史・文化を知る上で、また江戸談林派の活動の一端を知る上で貴重であり、保存の必要があるということです。登録基準につきましては、表記のとおりでございます。

続きまして、無形文化財、工芸技術・彫金、田村尚子さん、号を北東尚呼（あいなおこ）と申します。昭和45年のお生まれです。西日暮里一丁目にお住まいで、こちらに住居と工房があり、それから銀座にも工房を持っております。保持者は富山県高岡市出身で、平成4年に高岡の短大を卒業し、その後短大の専攻科に進みまして、彫金の基礎的な技術を身につけております。現代の名工の北光生さんですとか、佐野宏行さんなどから、基礎的な技術を身につけたということでございます。その後東京に参りまして、東京藝術大学の大学院美術研究科の彫金専攻課程に進みまして、そちらで研究を進めてきたわけですが、修了後、江戸の金工の柳川派12代目の桂盛仁さん、こちら人間国宝ですが、この方に師事しております。平成25年頃、西日暮里に工房を持ちました。保持者の技術ですが、デザインの製作から彫り、象嵌、研磨、仕上げを一貫して行う方として、製作する作品は指輪が非常に有名なのですけれども、本格的な花瓶ですとか、香立て、それから香合、各種アクセサリなど多岐にわたる作品を作っております。また、宮内庁からの依頼で銀製の小物など古い物の直しを手掛けていたり、それから骨董店からの依頼を受けて鎌倉時代の文化財級の古物の修理などにも携わっております。

登録理由は表記のとおりですが、認定理由について説明させていただきます。保持者は町彫の江戸の金工・柳川派の流れを汲み、技術系譜も明らかである。約30年の研さんに裏づけられた高度な技術を保持しており、その技術は区にとって貴重である。認定基準については表記のとおりです。5ページの写真を見ていただきますと、保持者の田村さん、それから「月の光」という菓子入れ、器物の作品の写真を添付しております。以上が登録文化財になります。

続きまして、指定すべき文化財、無形文化財、工芸技術・漆塗の角光男さんです。昭和22年のお生まれで、西尾久四丁目にお住まいです。保持者は福井県越前市、元武生市にお生まれになりまして、昭和38年、高校1年生のときから、お姉様が嫁がれた東京の義兄・加藤敏朗さんの工房に繁忙期に手伝いに出向いていたということです。卒業後こちらに就職いたしまして本格的に修業を始めました。15年ほど修業しまして、技術を修得したというこ

とでございます。この技術については、荒川区では保持者のみが技術を持っているということでございます。荒川区の伝統工芸技術継承者育成支援事業によりまして、弟子の塚本真理恵さんを育てられました。保持者は椀の漆塗を行います、独自の発想で製品化した陶製の漆塗のピアカップも手がけております。一方、寿司ですとか、蕎麦道具などの伝統的な物についても依頼があれば直しを行うということでございます。指定理由、指定基準につきましては表記のとおりです。

認定の理由を読ませていただきます。保持者は50年以上漆塗に携わり、高度な技術を修得しており技術系譜も明らかである。江戸依頼の伝統的技法に用いた江戸の漆器を製作する。また、その技法を生かして木地以外の製品を手がけるなど、新たな展開とともに技術の継承に努めている。その卓越した技術は区にとって希少であり、大変貴重であるものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは内容変更すべき指定文化財でございます。諮問の段階で、6ページの写真にあります梅翁花樽碑標石、それから髷石の碑（しきいしのひ）と読みますが、この2件を諮問しましたところ、調査の結果この2件は、平成4年に指定しました談林派歴代の句碑と一連のものと判断されるので、これに加えるべきであるという答申を頂いております。簡単に説明させていただきます。談林派歴代の句碑は、先ほどの妍齋落齒塚の碑と同じ養福寺の境内にございます。寛政4年8月に谷素外、それから先ほど登場しました島津富ら談林派社中が、井原西鶴の百年忌を記念し、3基の石碑を建てております。その3基とは、西山宗因の句を刻んだ梅翁花樽碑、それから談林派の師匠らの句を刻みました月の碑、それからそのことを示した菱形標石というもの、それから1808年、文化5年になりますが、雪の碑という石碑を建てまして、これら4基を平成4年度に区指定文化財としておりました。今回諮問させていただきました標石、それから髷石の碑ですが、これらは「俳諧梅乃万都利」という談林派の関連の江戸時代の本に紹介されておりまして、先ほど説明しました4基と同じ系列のものであると判断されました。そのため、今回内容の変更をかけて6基で「談林派歴代の句碑」とさせていただくということでございます。

内容の変更の理由は、梅翁花樽碑標石（寛政八年三月銘）・髷石の碑（寛政十年冬銘）の2基は、関連資料の調査の結果から、平成4年度指定有形文化財「談林派歴代の句碑」と一連の石碑であると考えられ、一括して保存する必要がある、ということでございます。指定基準は表記のとおりでございます。

以上が、登録すべき文化財、指定すべき文化財等の説明になります。

教育長 議案第12号につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 碑については、場所を集中して今回も調査されて、この2件を選ばれている、そう

ということなのですかね。

ふるさと文化館学芸員 今回はコロナのこともございまして、調査がなかなか難しいと予測されましたので、集中的に養福寺の文化財を諮問したということでございます。

坂田委員 分かりました。

小林委員 せっかくの機会で野尻さんがいらっしゃるので、ぜひ教えていただきたいのですが、落歯塚ですか、これは一般的にあるものなのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 今回はこの資料を調査するに当たりまして、類例を探しましたところ同時期に群馬県ですとか千葉県ですとか、都外にも何件か同様の事例がございました。子どもの歯を抜けたときに、屋根の上にかくとかそういう儀礼がございしますが、成人の歯が抜けたときの儀礼というのは実はあまり研究されておりましたので、今回それをちゃんととっておいて、埋めるという習俗があるのだということが確認できたかと思えます。

小林委員 そういう意味では非常に貴重だということですね。

ふるさと文化館学芸員 そうですね。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第12号「令和2年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第13号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。漆畑課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第13号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」です。

提案理由です。2年間の任期が本年3月までとなっておりますので、今回4月から再任及び新任にて、荒川区文化財保護審議会の委員について委嘱するものでございます。

内容についてです。1番、こちら委嘱する荒川区文化財保護審議会委員につきましては、4番目の山本勉先生を新たに委嘱したいと考えてございます。清泉女子大学名誉教授の方でございます。荒川区内には仏像、彫刻等多く存在しておりますが、調査が進んでおらず今後調査が見込まれるといったところもございます。山本先生は全国的に仏像の調査に携わっておりまして、これまでも荒川区で臨時委員として審議会の調査にも参加いただいたことがございます。そのため山本勉先生が適任ではないかと考えてございます。

また、本年3月までの任期となっております、名簿には載っておりませんが、荒川区指定無形文化財保持者の菓子満先生と石塚昭一郎先生からは4月以降の更新は希望しない旨の

お話がございました。そのため今回1人減という形になってございます。ただ、本審議会におきましては、調査に必要な各分野の専門委員がいらっしゃれば、10名に満たなくても運営には支障はないものと考えてございます。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長 議案第13号につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

では、私から。山本先生が入られれば、先ほど漆畑課長が言うように、仏像とか彫刻等についての調査を御依頼するときに特に支障を来さないで済むということですね。

生涯学習課長 はい。そのとおりです。

教育長 分かりました。

先生方がいかがでしょうか。特に御意見等がなければ討論を終了いたします。

議案第13号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第13号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決定といたします。

本日御用意させていただいた報告事項、審議事項については以上のとおりでございます。

そのほか、私から2点、先生方に御相談させていただきます。

1点目は、教育長職務代理者の指名についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことと規定されてございます。現在、小林委員が教育長職務代理者になっていただいておりますけれども、任期は本年4月1日までとなっております。恐縮ですけれども、4月2日からは繁田委員に教育長職務代理者をお願いしたいと思います。任期は1年とし、令和4年4月1日まででございます。どうぞよろしくお願いたします。

2点目は議席の指定です。荒川区教育委員会会議規則第5条におきまして、委員の議席は教育長が定めることと規定されてございます。ただいま教育長職務代理者につきまして御了承いただきましたので、新しい座席表を配付させていただきたいと存じます。

(議席の配付)

教育長 4月2日以降、このような形で議席として定めさせていただきます。

予定しておりました事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 日程のところを御覧いただければと思います。次年度でございますけれども、

4月9日に退職校長に向けての感謝状贈呈式を予定してございました。今回退職されますお二人の校長先生の日程がどうしても合わなく、特に柳田先生におかれましては、退職をされ

てすぐ家庭の状況などもございましたので、実は昨日、教育長室及び教育委員会事務局の職員の前で感謝状を渡させていただきました。非常に感激をされていたところでございます。

2点目でございます。4月22日に予定をしています、令和3年度教育政策連絡協議会、前回オンラインでもできますよといった、会議体の会場が今まで不明だったものが、東京都教職員研修センターに決まりましたということでございます。基本的にはオンラインで閲覧可能でございますので、そちらの方向で今、動きたいと思っているところでございます。

事務局からは以上でございます。

教育長 そのほか先生方からありますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして教育委員会令和3年第6回定例会を閉会とさせていただきます。

了